

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症対策 緊急地域雇用維持助成金 のご案内

宇和島市は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、国の「雇用調整助成金」及び「緊急雇用安定助成金」（以下「雇用調整助成金等」という）の支給決定を受けた事業主に対し、上乗せ助成を行います。内容をご確認のうえ、申請をお願いします。

1 対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、「雇用調整助成金等」の支給決定を令和2年3月2日から令和3年3月31日の間に愛媛労働局長から受けた事業主（教育訓練・出向によるものは対象外）のうち、市内に所在する事業所の事業主で市税等を滞納していない者。※上乗せ助成は市内に所在する事業所分のみです。

2 助成額

以下の表のとおり。国の助成率によって異なります。

※支給上限は1事業主あたり一年度180万円です。

国助成率	市助成金の額
1/2	国支給決定額の1/5
2/3	国支給決定額の3/20
3/4	国支給決定額の2/15
4/5	国支給決定額の1/8

※国助成率が10/10の場合、市の上乗せ助成は行いません
 ※「雇用調整助成金等」の申請を社会保険労務士に依頼した場合は、上記に加えて手数料を1事業主あたり20万円を上限に支給します。

3 申請に必要な書類

	必要な書類	取得先
1	宇和島市新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金支給申請書	市役所ホームページ
2	「雇用調整助成金等」の支給決定通知書の写し	—
3	「雇用調整助成金等」に係る国への提出書類の写し	—
4	申請日現在で市税等に滞納がない証明書（納税・納付証明書）	市役所納税課
5	社会保険労務士と締結した「雇用調整助成金等」の申請に係る契約書等の写し	—
6	社会保険労務士への手数料の支払いが確認できる書類	—
7	宇和島市新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金請求書	市役所ホームページ

※当市への支払口座登録がない場合は、上記に加え債権者登録名簿の提出が必要です。

4 助成金の申請から支払まで

- ① 必要書類を用意し、市役所商工観光課に提出してください。
- ② 市役所商工観光課より「支給決定通知書」にて、助成金額を通知します。
- ③ 助成金をお支払します。

5 提出先

宇和島市商工観光課（郵送可）

6 申請期間

令和3年3月31日まで

【問い合わせ先】

宇和島市役所商工観光課 商工係

電話 0895-49-7080

FAX 0895-25-4907

メール shoko2@city.uwajima.lg.jp